

一般競争入札（郵送式） 公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

本調達の入札に参加できる者は、以下のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 入札参加申込日に淡路県民局管内（洲本市、南あわじ市、淡路市、以下同じ。）で入札参加資格者名簿（物品・役務等）に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する入札参加の資格制限に該当しない者であること。
- (3) 当該入札の入札参加申込書を提出した日から入札日までの間に、淡路県民局管内において、入札参加の資格制限又は指名停止若しくは営業停止の処分を受けていないこと。
- (4) 公告日現在、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）。

2 入札参加申込書等の交付

入札参加申込書等の様式は、淡路広域消防事務組合消防本部総務課財政係（以下、「入札担当課」という。）において、公告の定めるところにより交付する。

3 入札参加の申込

当該入札案件に参加を希望する者は、公告の定めるところに従い、入札参加申込書提出期間内に、一般競争入札参加申込書を入札担当課へ持参により提出しなければならない。

4 入札保証金

入札保証金は、淡路広域消防事務組合財務規則第 82 条第 2 項第 3 号の規定により免除とする。

5 仕様書の閲覧及び交付

当該入札に係る仕様書は、入札担当課窓口において、公告の定めるところに従い、閲覧に供する。

6 入札に対する質問及び回答

(1) 質問

入札に対して質問がある場合は、公告の定めるところに従い、質問書受付期間内に質問書を入札担当課へ F A X により提出しなければならない。

(2) 質問に対する回答

上記の質問に対する回答は、原則として質問書提出期限の翌日から起算して 3 日以内

(土日・祝祭日を除く。)に入札参加申込者全員にFAX送信により行う。

7 入札に関する条件

- (1) 入札者は、入札書を作成して封入し、封書には件名、宛名、入札者の名称及び代表者の職氏名を表記して、公告に示す日時までに郵送により提出しなければならない。
- (2) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (3) 入札金額は、アラビア数字で表記すること。
- (4) 入札者は、仕様書等を熟知した上で入札しなければならない。
- (5) 入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示した場合はこの限りでない。
- (6) 入札書の到着後は、入札書の書換え、引換えをすることはできない。ただし、開札執行までの間に、入札辞退を行うことができる。
- (7) 入札者は、第1回目の入札に際し、入札書に記載する入札金額に対応した内訳書(入札者の記名押印があるもの)を提出しなければならない。
なお、内訳書は、積算内容を確認するための参考資料とし、入札書記載金額と一致しないことをもって、入札の不備としない。ただし、必要に応じて説明を求めることがある。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札回数は、再入札を含め2回とする。
- (2) 複数の者が第2回目の入札を行う場合は、別に日時を指定し第2回目の入札を行う。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。
- (4) 談合等により公正な入札の執行ができないと認められるとき、又は天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。

9 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札参加申込書に虚偽の記載をした者がした入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札
- (4) 談合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが分明でない入札

- (6) 内訳書を提出しない者又は提出された内訳書に不備がある者がした入札
- (7) その他手続等に不備のある入札

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同額の入札をした者が2者以上ある場合は、直ちに当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の日から7日以内（土日・祝祭日を除く。）に契約書を提出しなければならない。ただし、本契約が淡路広域消防事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和48年2月26日条例第16号）第2条に規定する議会に付すべき契約に該当する場合は、7日以内に仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。
- (2) 落札者の決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止若しくは営業停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12 契約保証金

淡路広域消防事務組合財務規則第99条の規定による。

13 支払条件

- (1) 前金払 無
- (2) 部分払 無

14 その他

- (1) 入札参加資格の基準日は、入札参加申込日とする。
- (2) 書類の配布、閲覧、提出、問い合わせなどの受付時間は、淡路広域消防事務組合の休日を定める条例（平成3年2月21日条例第109号）に定める組合の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く）とする。